都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(畄位・千田)

					(単位:千円)
			平成30年度予 第 額	都 市 計 画 税 充 当 額	事業に対する 充 当 率
都市計画税(歳入)			502, 544		
都市計画事業(歳出)			8, 352, 955	502, 544	6. 0%
8款	土木費		8, 119, 375	488, 967	6.0%
	2項 道路橋りょう費		6, 846, 000	415, 962	6. 1%
	3目	道路新設改良費	6, 846, 000	415, 962	6. 1%
		道路新設改良事業	6, 846, 000	415, 962	6. 1%
	4項 都市計画費		1, 273, 375	73, 005	5. 7%
	2目	土地区画整理費	213, 223	8, 590	4.0%
		平方第二地区土地区画整理事業補助費	150, 000	4, 749	3. 2%
		インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	33, 836	2, 056	6. 1%
		駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	29, 387	1, 786	6. 1%
	6目	公共下水道費	1, 060, 152	64, 415	6. 1%
		下水道事業特別会計繰出金	1, 060, 152	64, 415	6. 1%
11款	公債費		233, 580	13, 577	5.8%
	1項 公債費		233, 580	13, 577	5.8%
	1目	元金	221, 007	12, 814	5. 8%
		市債償還元金	221, 007	12, 814	5. 8%
	2目	利子	12, 573	764	6. 1%
		市債償還利子	12, 573	764	6. 1%

[※]都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。 ※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。